

浜松市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護に関する戸籍事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に対する不当な探索を目的とした、加害者からの住所等が記載のある戸籍届書等の閲覧及び記載事項証明書等の交付の制限を行うために必要な事項を定める。

(申入者)

第2条 申入者とは、本市に戸籍届等を提出した者又は本籍がある者で、次のいずれかに該当し、住民基本台帳事務における支援措置申出書を提出し、支援措置の必要性について認められた者をいう。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であり、かつ、更なる暴力によりその生命または身体に危害を受けるおそれがある者。

(2) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復して付きまとい等をされる恐れがある者。

(3) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受ける恐れがある者、または監護等を受けることに支障が生じるおそれがある者。

(4) その他前各号に掲げる者に準ずる者。

2 区長は、第1項の各号のいずれかに該当する者のうち、住民基本台帳事務における支援措置申出書を提出していない者であっても、区長が特に必要と認めた者は申入者とする。

(申入れ)

第3条 申入者は、戸籍事務における申入書(以下「申入書」という。)により区長に戸籍事務における支援措置の実施を求める。

2 申入者は、申入書を提出するときは、住民基本台帳事務における支援措置決定書の写しを添付しなければならない。ただし、当該通知書がない場合には、申入書に支援措置の実施を決定した市区町村名を記載しなければならない。

3 申出者は、申入書を提出するときは、個人番号カード等の写真が添付された公的身分

証明書を提示して本人であることを証明しなければならない。

- 4 区長は、申入者に特別な事情があるときは郵送による申入れも認める。ただし、郵送による申入れをするときは、個人番号カード等の写真が添付された公的身分証明書の写しも同封する。

(代理人による申入れ)

第4条 代理人は、申入者に代わり申入書を提出することができる。ただし、任意代理人は指定の事実を確認するに足りる書類を添付することにより当該代理人であることを証明し、かつ、前条に準じて当該代理人が本人であることを証明しなければならない。

- 2 区長は、申入者が15歳未満及び成年被後見人のとき、当該申入者の法定代理人及び成年後見人に限り申入れを受け付けることができる。ただし、法定代理人及び成年後見人は戸籍謄本その他その資格を証明する書類を添付することにより当該代理人であることを証明し、かつ、前条に準じて当該代理人が本人であることを証明しなければならない。

- 3 区長は、児童虐待のときに限り、児童相談所の所長からの申入れを受け付けることができる。ただし、児童相談所の職員等が窓口に来てときは、窓口に来ている人の職員証の写し、かつ、前条に準じて当該代理人が本人であることを証明しなければならない。

(申入書の写しの送付)

第5条 区長は、申入書又は申入書の写しにより確認した対象届書等について、戸籍の記載をすべき必要があるときは、管轄する地方法務局又はそれらの支局の長に対し、対象届書等を送付する際に併せて、申入書の写しを送付しなければならない。ただし、すでに対象届書等を送付しているときは、対象届書等の写しと共に送付しなければならない。

- 2 区長は、申入書により確認した対象届書等について、保管の有無に関わらず管轄する地方法務局又はそれらの支局の長に対し、申入書の写しを送付しなければならない。ただし、対象届書等を保管しているときは、対象届書等の写しと共に送付しなければならない。

- 3 区長は、申入書又は申入書の写しにより確認した対象届書等について、当該他市区町村へ対象届書等を送付する際に併せて、申入書の写しを送付しなければならない。ただし、すでに対象届書等を当該他市区町村長に送付しているときは、対象届書等の写しと共に送付しなければならない。

(申入書の保管)

第6条 区長は、申入書を保管するときは、支援措置通知書の写し及び対象届書等の写しとともに「戸籍に関する往復書簡綴」に保管する。ただし、支援措置通知書の写しがないときは、申入者又は住民基本台帳事務における申出書を提出した市区町村長

から聴取した内容を書き写した書類（以下「支援措置聴取書」という。）を保管する。
また、対象届書等の写しがないときは、申入書及び支援措置通知書の写し又は支援措置聴取書を保管する。

- 2 区長は、申入書の写しを保管するときは、対象届書等の写しとともに「戸籍に関する往復書簡綴」に保管する。ただし、対象届書等がないときは、申入書の写しを保管する。

（申入書の期間の延長）

第7条 申入者は、申入書の延長を住民基本台帳事務における支援措置期間終了の一月前から行うことができる。ただし、申入れするときは、「浜松市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護に関する住民基本台帳事務処理要綱」（以下「住民基本台帳事務処理要綱」という。）第10条の規定により、住民基本台帳事務における支援措置の延長と同時に第3条又は第4条により行うことができる。

- 2 第1項の規定より同時に申入れをおこなったとき、住民基本台帳事務処理要綱における支援措置の必要性が認められなかったときは、申入れの延長についても認めない。

（申入書の終了）

第8条 区長は、住民基本台帳事務処理要綱第12条に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を終了したときは、申入れについても終了する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この事務処理要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この事務処理要綱は、平成26年1月3日から施行する。

附 則

この事務処理要綱は、平成28年1月1日から施行する。